

第99回長崎県連合海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年8月24日(火) 14:00~16:00
2. 通知年月日 令和3年8月12日(木)
3. 公示年月日 令和3年8月12日(木)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 2階 議会棟会議室1
5. 出席者(委員) 志岐会長、山中委員、神田委員、荒木委員、岡部委員、
草野委員
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、
山下係長
(県) 漁業振興課 松本企画監
" 漁業調整班 笹山課長補佐
" 資源管理班 遠山主任技師
6. 議題
第1号議案 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案
議題について

その他 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会結果について
(報告)
今年度の玄界灘ビルフィッシュトーナメントの中止について
(報告)
くろまぐろの資源管理について(報告)
くろまぐろの遊漁に関する日本海・九州西広域漁業調整委員会
指示について(報告)

7. 議 事
(開 会)

事務局

ただ今より、第99回長崎県連合海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、志岐会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。心配されました台風12号は大した影響もなく良かったと思っております。本日はご多忙の中、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。荒木委員、神田委員、草野委員につきましてはリモートでのご出席ありがとうございます。新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大によりまして、本県においては県独自の緊急事態宣言が発表され、我々も十分気を付けて行動する必要があると思っております。令和元年5月から2年間、長崎県が全国海区漁業調整委員会連合会、いわゆる全漁調連の会長職と事務職を持っておりまして、私をはじめ県の担当者の皆さんも大変張り切っておりましたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大により理事会や正副会長会等、全く開催することができず、全て書面による協議となりました。また全漁調連の創立70周年記念大会を東京で行う予定でありましたけれども、1年間延期したにもかかわらず、それも開催できず、結局本年5月を持って任期を終了いたしました。

漁業調整は直接顔を合わせて協議するというのが基本でありますので、この点につきましては非常に残念に思っております。本日の委員会は新しいメンバーになって2回目となりますけれども、全漁調連九州ブロック会議に提案する議題につきましては初めての協議となります。漁業者の声を国会並びに中央省庁に伝えるためには非常に重要な内容となりますので、どうぞよろしくご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、オンライン出席を含めまして、定員6名全員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告します。

また、本日は漁業振興課松本企画監、漁業調整班から笹山課長補佐、資

事務局

源管理班から遠山主任技師が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、荒木委員と岡部委員にお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」

その他

「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会結果について（報告）」

「今年度の玄界灘ビルフィッシュトーナメントの中止について（報告）」

「くろまぐろの資源管理について（報告）」

「くろまぐろの遊漁に関する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）」

となっております。

会 長

それでは、第1号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」を上程します。

なお、本議題は、その他の「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会結果について」と関連がございますので、その他のの報告を受けた後に審議することとします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

その他 「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会結果について」の報告

- ・ 本年5月21日に令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催される予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催となった。
- ・ その結果、中央省庁への6項目の要望事項について審議され異議な

事務局

く承認された。

- ・ 要望書について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から7月12日付けで全国海区漁業調整委員会連合会から関係省庁に郵送で提出された。
- ・ 令和2年度の長崎県連合海区漁業調整委員会の提案事項が令和3年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項にどのように反映されたかを報告。

第1号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」の説明

- ・ 本委員会からは以下の4つの項目について要望することの説明
 - 1 日中、日韓漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について(継続)
 - 2 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について(継続)
 - 3 太平洋クロマグロの資源管理の推進について(継続・新規(小項目を一部表現変更))
 - 4 海区漁業調整委員会制度について(継続(小項目を一部削除))

会長

ただいま事務局から説明がありましたこのことについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。

岡部委員

要望事項の資料1の7ページで漁業法・TACに基づくクロマグロの資源管理体制の枠組みの隙間をつく形でという文面になっているのですが、もう少し具体的に言えば隙間をつく形というのは、どのような事例を指すのでしょうか。提案側の一員として少しイメージが持てなかったもので、この部分について事務局から事例紹介していただきたいと思います。

事務局

本県において、現在、実際にこのような事例が発生しているというわけではありませんが、省令に基づく沿岸まぐろはえ縄漁業という大臣届出漁業があり、この漁業はEEZ内で10トン以上の漁船を使用して、マグロ類をとることを目的にはえ縄を行う場合、大臣に届出をしなければならないという漁業であります。

クロマグロについては国際的な資源管理が行われる中で、クロマグロをとることを目的とする漁業を行う場合、広域漁業調整委員会の承認を受けて操業する必要がありますが、先述した沿岸まぐろはえ縄漁業もクロマグ

事務局

口をとることを目的とする場合はこの承認を得ることが必要になります。一方で、漁獲枠は、当該漁業は大臣届出漁業であるものの、資源管理の枠組み上、知事管理の漁獲枠で数量管理することになっています。

実は他の県においては船籍をその県に置いただけで、その県の海域と全く異なる海域で、委員会指示承認を得ることなく、同じまぐろでもキハダとかビンチョウをとることを目的としてはえ縄を行い、混獲と称してクロマグロを水揚げしている実態があると聞き及んでいます。つまり、クロマグロは専獲しておらず、結果的にクロマグロが獲れたと言うのですね。先ほども申しましたとおり、沿岸まぐろはえ縄漁業は、クロマグロの資源管理の枠組みでは、大臣管理ではなく知事管理の漁獲枠で数量管理することになっておりますので、それが当該県に全く関係のない海域であったとしても、混獲と称して獲られたクロマグロは、その船籍がある県の漁獲枠で管理しなければならず、その県の漁獲枠が消化されてしまっているというような事案が発生していると聞き及んでいます。

本県においても、こういった事案が発生する恐れがあります。ここでクロマグロだけはとることができないというようなまぐろはえ縄は無いわけですから、マグロ類を対象とした沿岸でのえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くるまぐろ漁業承認」を義務付けること。併せて広域な海域で操業する「沿岸まぐろはえ縄漁業」によるクロマグロ漁獲量は、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすることを要望させていただいているところです。

岡部委員

承認を持たない船がとっている実態があるんで、という解釈でいいんですか。

事務局

委員会指示承認を得ることなく、クロマグロは狙っていないんだが、クロマグロが混獲でとれちゃいましたという本人の申し出のもとに、水揚げがされている実態が他県であっていると聞き及んでいるということです。

岡部委員

さきほどから言われているとおり広域に操業されるものは、一つの県の管理ではなく、県を跨ぐので大臣管理枠で管理してもらったほうがよいというのはわかるんです。一つの県にしわ寄せがいかないの。

今言っているのが、九州の南の方では主にキハダをはえ縄で狙う人たち

岡部委員

がいます。そして、その人たちはですね、本来キハダを狙っているんですが、クロマグロが来たと言って迷惑がっているんですよ。釣ってはいけないクロマグロが邪魔をする。でも、それを言っていたら、道具を入れられないので入れるんですよ。そしたら、クロマグロがかかってくる。

うちの県で言ったら、一番受動的漁法である定置網がマグロに入ってくれと言っていないのにマグロが入ってくると。これも混獲なんですよ。それで、マグロだけではなく、これから始まるTACの問題でこの混獲の問題、一つの魚がオーバーしたなら、ほかの魚の漁獲にも影響してしまう。という理屈になってしまうのがTACの一番難しいところ。ここで隙間をつく形でという部分で混獲が問題視されているんですよ。隙間をつく形でという表現が、隙を見てというふうに聞こえるんですよ。混獲と称してクロマグロを漁獲している事案ということで、混獲という問題が悪いイメージにされてしまっているので、漁業界の中でも混獲問題というのが今後のTACの中でも一番難しい問題になるなという懸念をしている中で、TACに基づく体制の隙間をつく形で、混獲と称しクロマグロを漁獲しているという形になるんで、もし、このほかのよい表現があればなと思います。私も事前に資料をもらって何度も読み返してみたんですが、少し自分も理解するのにどう読んだらよいのかわからなかったという部分でした。

先ほどの広域に跨った分を大臣管理のほうに変えてもらうというのはわかりました。混獲の問題についてはですね、混獲というのを長崎県はこういうふうに判断しているとされる懸念があったので少し意見させていただきました。

会 長

この件については、昨年、九州ブロック会議でかけて沖縄県から反対ということで取り下げられたという事情がありますけど、その辺の沖縄県の事情とか、今回挙げて皆さんの意見として採択されるかどうか、その辺の見通しも含めて岡部委員の言われた内容に回答いただけるでしょうか。

会 長

ここで、本委員会を休会し、協議会で協議します。

各委員

(協議会)

会 長

それでは協議会を閉じて、委員会を再開します。

岡部委員 今回の要望事項の中で資料1の7ページの部分でTACの枠組みの隙間をつく形で、混獲と称してという部分を、もう少しわかりやすい言葉がないか、事務局の方で再考していただきたいと思います。

山中委員 先ほどの神田委員のご意見のとおり。後は会長に一任します。

草野委員 今回の件で、混獲によって長崎県の漁業者が不利益を被るということは避けなければならないと思いますので、制度の見直しについて要望していくということをお願いしたいと思います。

神田委員 混獲について、まき網とかは別として、このはえ縄漁業については、ここに書いてあるとおり承認の取得を義務付けるということで、対馬としては、できれば九州ブロックの提案については進めていただきたい、以上であります。

荒木委員 ほとんど音声が聞こえていなかったのですが、長崎県内でそういった要望が出ているのであればあげるべきと思います。

会 長 各委員さんからご意見が出ましたので、これに対する対応を事務局からお願いします。

事務局 事務局といたしましては、今いただいたご意見を踏まえ、要望の期限までに記載内容を整理いたしまして、会長ほか委員の皆さんにもお示しし、最終的に会長のご了解をいただければ、会長一任として要望をあげるというステップを取らせていただくということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

会 長 今、事務局から説明がありましたとおり、各委員のご意見がありましたので、皆さんの意見としてはこの要望を国の方にあげるということでございますので、ただ昨年、沖縄県等がこれに対して反対したという経緯がありますので、これを踏まえ通るような文章を事務局の方で考えていただき、

最終的に私が見て、その内容については会長一任ということでブロック会議に要望するというので、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会 長

他にご意見等ございませんか。

各委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」は、事務局の方で内容を検討し、検討の結果については会長一任ということで提出することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」は、事務局の方で内容を検討し、検討の結果については会長一任ということで提出することに決定します。

会 長

続きまして、その他の「今年度の玄界灘ビルフィッシュトーナメントの中止について(報告)」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

○その他 「今年度の玄界灘ビルフィッシュトーナメントの中止について」の報告
・今年度の玄界灘ビルフィッシュトーナメントについては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮して、大会中止となったことを説明。

会 長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等があればお願いします。

各委員 (意見等なし)

会長 ご意見、ご質問等もないようですので、その他の「くろまぐろの資源管理について(報告)」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

事務局

- その他「くろまぐろの資源管理について」の報告
- ・太平洋クロマグロの生物学的特長と資源評価結果について説明。
- ・WCPFCをめぐる国際交渉と決定事項、採択された2021年の措置について説明。
- ・国内管理の経緯及び第7管理期間の管理について説明。

会長 ただいまの事務局からの説明に対してご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

各委員 (意見・質問等なし)

会長 ご意見、ご質問等もないようですので、その他の「くろまぐろの遊漁に関する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について(報告)」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

事務局

- その他「くろまぐろの遊漁に関する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について」の報告
- ・遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)第66号に基づき、令和3年6月1日から、以下義務付け。
 - 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- ・令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐ

ろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））

- ・ このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- ・ 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

○委員会指示第67号の概要

（くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限）

- ・ 委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- ・ 遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。
- ・ この指示の有効期間は、委員会指示第66号の有効期間である令和4年5月31日までとする。
- ・ 令和3年8月20日付け日本海・九州西広域漁業調整委員会公示第1号で、令和3年8月21日から令和4年5月31日まで、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止。

ただいまの事務局からの説明に対してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

各委員

(意見・質問等なし)

会 長

その他、委員の皆様から何かありますか。

各委員

(意見等なし)

会 長

事務局から何かありますか。

事務局

(意見等なし)

会 長

特にご意見もないようですので、これをもちまして、第99回長崎県連合海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

(閉 会)

(1 6 : 0 0 終了)